65歲超雇用推進

助成金活用

セミナーのお知らせ

2019年3月14日(木) 13:00~15:00

会場 いなべ市商工会 ウッドヘッド三重(いなべ市北勢町阿下喜1991)

65歳超雇用 推進助成金って? 高齢者の雇用促進を目的として、

- ①65歳以上への定年の引上げ
- ②定年の定めの廃止
- ③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

参加無料

…などを導入した事業主に対して行う助成制度です。

支給額一例

定年引上げ等の措置の内容に応じて、下記の金額を支給します。

65歳への	66歳以上への定年引 上げまたは、定年の定	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
定年引上げ	めの廃止	66歳~69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

- ※上記は60歳以上の被保険者数が3人から9人の例です。被保険者数により助成金額に変動があります。
- ※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

主な 支給要件

- ○制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- ○制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること
- ○制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、 高年齢者雇用安定法第8条または第9条1項の規定に違反していないこと。
- ○支給申請日の前日において、当該事業主に<u>1年以上継続して雇用されている</u> 60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

※上記の他にも支給要件があります。詳しくはセミナーにてご説明いたします。

※参加ご希望の方は、裏面申込書にてご連絡ください!

主催:独立行政法人 高齡·障害·求職者雇用支援機構

共催:いなべ市商工会 (TEL 0594-72-3131)

6 5歳超雇用推進助成金活用セミナー

